

業界内資料

# 保険金請求歴情報交換制度

## 実施要領

2020年4月

## 目 次

第1章 総則	2
1. 本制度の目的	2
2. 本制度の運営	2
第2章 個人情報の取扱い	2
1. 共同利用	2
2. 利用業務の範囲	2
3. 取得した個人情報の取扱い制限	2
4. 個情法に基づく開示対応等	3
第3章 個人情報保護のための管理業務	3
1. 保険会社等の業務	3
2. 損保協会の業務	4
第4章 運営規定	4
1. 事故情報データベースの範囲	4
2. 情報交換の仕組み	6
3. 事故情報の保有期間	6
4. 判断の自主性	7
5. 留意点	7
第5章 中途参加と脱退	7
1. 中途参加	7
2. 脱退	8
第6章 実施要領の改廃	8
第7章 用語の解説	8
別紙1 交換データ項目一覧	9
別紙2 参加希望届	11
別紙3 参加保険会社	14

## 第 1 章 総則

### 1. 本制度の目的

本制度は、自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険や携行品に係る保険等の保険金請求歴について、損害保険会社、共済事業を営む協同組合・連合会、損害保険料率算出機構（以下「保険会社等」という）との間で情報交換し、また、保険会社等から国土交通省へ情報提供することにより、不正請求を排除し適正な保険金等支払いを行うことを目的とする。

### 2. 本制度の運営

本制度は、一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）損害サービス部会が参加を認め、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）に定める要件を充足する保険会社等と損保協会で運営する。

なお、国土交通省が保有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき取扱うこととする。

## 第 2 章 個人情報の取扱い

### 1. 共同利用

#### （1）取扱い根拠

本制度は、個情法第23条第5項第3号に定める共同利用により個人情報を取扱う。

#### （2）管理責任者

個情法第23条第5項第3号に定める本制度に係わる管理責任者は、損保協会とし、被保険者および被害者（以下「受傷者」という。）等からの第一義的な相談・苦情対応、および開示対応、本制度に係わる運営管理を行うものとする。

#### （3）共同利用の範囲

保険会社等は、管理責任者（損保協会）のホームページで公表されている概要・目的、登録又は交換データ項目、および共同利用者の範囲において、個人情報を取扱わなくてはならない。

### 2. 利用業務の範囲

保険会社等は、損害調査業務以外に本制度を利用することはできない。

### 3. 取得した個人情報の取扱い制限

保険会社等は、本制度により知り得た情報を、損害調査業務に必要な範囲で、次に掲げる場合以外開示してはならない。

- ① 受傷者本人に提供する場合
- ② 受傷者本人から委任を受けた弁護士に提供する場合
- ③ 受傷者本人の書面による同意に基づき受傷者本人を診療した医師に提供する場合
- ④ 保険会社等が業務委託する医師、弁護士など守秘義務が課せられている国家資格者や保険会社等と守秘義務契約を締結している損害調査に従事する外部専門家に提供する場合

#### 4. 個情法に基づく開示対応等

##### (1) 開示対応

保険会社等および損保協会は、本制度に関し受傷者本人から個情法第28条に基づく開示請求があった場合には、3.に係わらず遅滞なく、各保険会社等で定める開示に係る実施要領または「損害保険会社等が利用する情報交換制度に関する開示等請求対応について 実施要領」に基づき開示請求に応じなくてはならない。

##### (2) 訂正・利用停止等対応

保険会社等および損保協会は、本制度に関し受傷者本人から個情法第29条に基づく訂正等請求、および個情法第30条に基づく利用停止等請求があった場合には、請求内容を確認のうえ、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、受傷者本人に措置内容を通知しなくてはならない。

### 第3章 個人情報保護のための管理業務

#### 1. 保険会社等の業務

保険会社等は、次の業務を行うために統括責任者を選任し、毎年4月に損保協会に届出る。統括責任者は、次の業務を行う。

- ① 損保協会から提供される本実施要領を損調拠点が常に閲覧できるようにする。
- ② 損保協会の求めに応じて調査・点検を行う。なお、調査・点検において是正すべき事項が生じたときは、遅滞なく、損保協会にその内容と是正措置を報告する。
- ③ 自社苦情担当部門および損保協会と連携して、本制度に係わる苦情の有無および苦情内容を確認する。苦情内容から是正すべき事項が生じたと

ときは、遅滞なく、損保協会にその内容と是正措置を報告する。

- ④ 以下に掲げる事故（以下「重大事故」という。）が生じたときは、直ちに事故の拡大防止に努めるとともに、遅滞なく損保協会にその内容につき経緯書および報告書をもって報告する。

- 一 請求歴情報の目的外利用
- 二 請求歴情報の適切な範囲以外での取扱い
- 三 請求歴情報の第三者提供
- 四 前三号に掲げるもののほか、本実施要領の存続を困難とする不適切な取扱い

この場合において、重大事故が個情法に抵触するものであるときは、認定個人情報保護団体の指示に従い、行政報告等必要な対応をとるものとする。

- ⑤ 重大事故が発生した場合には、報告書提出日の翌月から、本制度にて交換された請求歴情報の利用を停止するとともに、是正および再発防止に取り組む。

## 2. 損保協会の業務

損保協会は、管理責任者として次の業務を行う。

- ① 本実施要領を損調拠点に周知するように統括責任者に要請する。
- ② 保険会社等の本制度の運営について調査・点検を行う。
- ③ 損保協会の苦情担当部門と連携して、本制度に係わる苦情の有無および苦情内容を確認する。苦情内容から是正すべき事項が生じたときは、遅滞なく、当該保険会社等の統括責任者に連絡する。
- ④ 保険会社等に重大事故が生じたときは、その実態を把握するとともに、遅滞なく損害サービス部会に重大事故の内容を報告する。重大事故が個情法に抵触する可能性があるときは、認定個人情報保護団体事務局にも同様に報告する。
- ⑤ 損害サービス部会は、上記①. ⑤の報告に基づき、本制度にて交換された請求歴情報の利用の停止の解除または延長の協議・判断を行う。この場合において、損害サービス部会長は、予め複数の外部有識者から意見具申を受けることができる。

## 第4章 運営規定

### 1. 事故情報データベースの範囲

本制度で利用する事故情報データベースは、

とする。

### (1) 対象種目

### ① 「人」に係わる事故

「人」に係わる保険事故を担保する保険種目のうち、

なお、

### 報告対象種目例

保険種類	担保種目
等	等
等	等
等	等
等	等
等	等

## ②その他の事故

### 報告対象種目例

保険種類	担保種目
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

### 〔注意事項〕

## 2. 情報交換の仕組み

ネットワークセンターでの事故情報データベースの保有期間は、[REDACTED]

マッチングデータは各保険会社等にて責任をもって管理し、各保険会社等の文書管理規定に基づき廃棄・消去手続きを行うものとする。

なお、制度開始時に保有しているデータは、[REDACTED]

となる。

#### 4. 判断の自主性

保険会社等は、本制度により知り得た情報によって自社の損害調査業務に関する判断を拘束されないものとする。

また、保険会社等は、本制度により知り得た情報を唯一の理由として、保険金請求・支払を拒絶してはならず、保険会社等自身の調査結果に基づき、自己の責任において判断しなければならない。

#### 5. 留意点

① 本制度においては[REDACTED]

② 事故報告データおよび事故情報データベースに[REDACTED]

③ マッチングリストにはミスマッチも含まれているおそれがあるため、当初からマッチング結果をもとに受傷者本人等に断定的な発言をしないよう留意する。

なお、詳細なシステム処理要領については、「損害保険ネットワーク保険金請求歴情報交換システム適用業務仕様書」を参照のこと。

### 第 5 章 中途参加と脱退

#### 1. 中途参加

本制度に参加を希望する保険会社等は、次の手続きにより中途参加を申請することができる。

なお、本制度を利用するためには[REDACTED]

① 本制度への中途参加時期は任意とする。

- ② 中途参加を希望する保険会社等は、中途参加希望時期の6カ月前までに損保協会に参加希望届出を提出する。
- ③ 損保協会は、損害サービス部会の承認のもと、中途参加を希望する保険会社等の参加を承諾する。

## 2. 脱退

脱退を希望する保険会社等は、次の手続きにより本制度から脱退することができる。ただし、脱退に際して、当該保険会社等は他の保険会社等の事務負担軽減に努めなくてはならない。

- ① 本制度からの脱退時期は、原則3月の最終営業日とする。
- ② 脱退を希望する保険会社等は、脱退希望年の1月末までに損保協会に脱退希望届出を提出する。

## 第6章 実施要領の改廃

本実施要領の改廃については、損害サービス部会の承認を得ることを必要とする。ただし、事務手続きにかかる改定等軽微な改定については、損害サービス部会長の判断で、部会報告をもって改定の承認とみなすこともできる。

## 第7章 用語の解説

ネットワークセンター	保険会社等から送信される各種報告データについてデータベースへの収録、マッチング処理、データの返信等を行うコンピュータセンター。
マッチングデータ	ネットワークセンターでマッチング処理の結果、マッチした場合に保険会社等に返信するデータ。
マッチングキー項目	ネットワークセンターに送信されたデータをマッチさせるための項目で、 [REDACTED] [REDACTED] がある。
事故情報データベース	保険会社等からネットワークセンターに送信された事故報告データを収録するファイル。 [REDACTED]
ミスマッチ	[REDACTED]

別紙 1

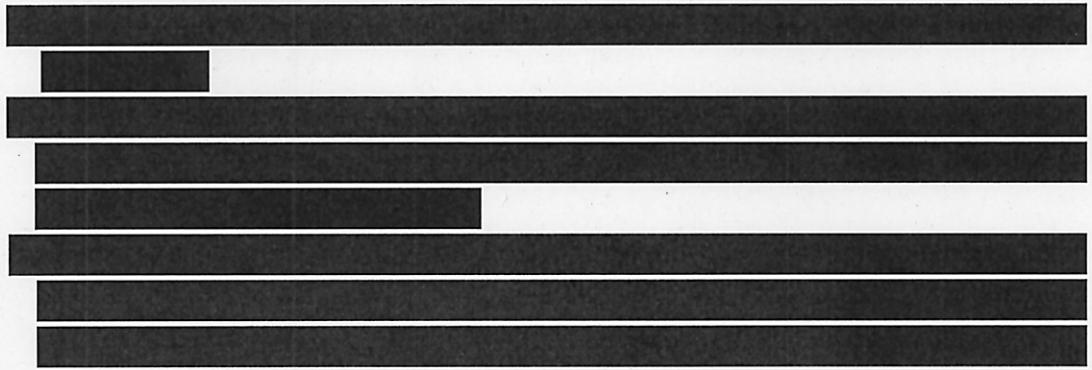
交換データ項目一覧

人保険事故等情報交換システム	マッチングキー	表示必須項目
会社コード		<input type="radio"/>
保険種類		<input type="radio"/>
事故整理番号		<input type="radio"/>
受傷者名		<input type="radio"/>
事故日		<input type="radio"/>
事故地		<input type="radio"/>
事故受付日		<input type="radio"/>
受傷者生年月日		<input type="radio"/>
保険始期		<input type="radio"/>
担保種目		<input type="radio"/>
予備		
査定拠点情報・電話番号		<input type="radio"/>
査定拠点情報・拠点名		<input type="radio"/>
特記事項		<input type="radio"/>
所管店コード		
事故登録ナシ支払区分		
支払日（ノー・クレーム処理日）		<input type="radio"/>
予備（ブランク）		

自賠責保険	マッチングキー	表示必須項目
調査事務所		<input type="radio"/>
完了No.		<input type="radio"/>
請求区分（新規・追加・再新・再追）		
自賠責会社コード		<input type="radio"/>
証明書No.		<input type="radio"/>
保険始期年月日		
事故年月日		<input type="radio"/>
契約者		
保有者		

加害運転者・年令	
加害運転者・氏名	
請求者限定区分 (一括社・契約者・加害者・被害者・人身傷害)	
自動車の登録番号	
自動車の車台番号	
被害者の氏名	○
事故発生都道府県	○
事故類型（人対車両・車両相互・車両単独・踏切・不明）	
被害者の状態（歩行中・運転者・同乗者）	
一括払会社コード	○
人身傷害会社コード	○
被害者生年月日	○
予備	

[留意事項]



別紙 2

参加希望届（保険会社用）

201 年 月 日

一般社団法人 日本損害保険協会  
損害サービス企画部長 ○○ ○○殿

○○○○損害保険株式会社  
部長 ○○ ○○

保険金請求歴情報交換制度への参加について

標記制度につきまして、下記のとおり参加申請いたしますので、ご高配くださいま  
すようお願い申し上げます。

記

1. 参加希望時期： 年 月

【弊社連絡先】

○統括責任者（損害調査部門）

所属部署	
氏名	
住所	
TEL	
FAX	
E-mail	

○システム部門担当者

所属部署	
氏名	
住所	
TEL	
FAX	
E-mail	

以上

年 月 日

一般社団法人 日本損害保険協会  
損害サービス企画部長 ○○ ○○ 殿

社名・団体名  
代表者名 印

**各種情報交換制度参加に係る確認事項【損害調査関係】**

当社が貴会の実施・運営する次の情報交換制度に参加するに当たり、下記のとおり確認します。

**1. 当社の参加する情報交換制度**

保険金請求歴情報交換制度

**2. 確認事項**

**(1) 諸規定等の遵守義務**

当社は、上記情報交換制度ごとに貴会の定める実施要領、諸規定等を遵守し、それ以外の利用はしません。

**(2) 守秘義務**

当社は、上記情報交換制度に基づいて入手した個人データに関し、貴会の定める実施要領、諸規定等に定める場合のほかは、第三者に提供しません。

**(3) 協力義務**

当社は、上記情報交換制度に関する個人データの取扱いについて貴会の指導・監督に従います。

また、正当な理由なく本確認事項に反する行為があったときは、利用の停止を含む貴会の定める措置に従います。

**(4) 費用負担**

当社は、上記情報交換制度の運営・実施に伴い費用負担が生じたときは、貴会の定める費用負担方法に従った費用負担をします。

## (5) 事故発生時の対応

### ①報告義務

当社は、下記事由が生じた場合は速やかに貴会に報告し、その指示に従います。

(7) 本確認書に定める事項に反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったとき

(4) 上記情報交換制度に基づいて入手した個人データを漏洩または紛失したとき

### ②損害賠償義務

当社は、事故発生時において当社の責めに帰すべき事由がある場合は、貴会に生じた一切の損害につき損害賠償義務を負うものとします。

## (6) 制度脱退後の取扱い

当社は、上記情報交換制度に基づいて入手した個人情報の取扱いに關し、制度脱退後についても貴会の指示に従います。

以 上

**別紙 3**

共同利用者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
イーデザイン損害保険株式会社  
A I G 損害保険株式会社  
エイチ・エス損害保険株式会社  
S B I 損害保険株式会社  
a u 損害保険株式会社  
共栄火災海上保険株式会社  
ジェイアイ傷害火災保険株式会社  
セコム損害保険株式会社  
セゾン自動車火災保険株式会社  
ソニー損害保険株式会社  
損害保険ジャパン株式会社  
大同火災海上保険株式会社  
東京海上日動火災保険株式会社  
日新火災海上保険株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
三井ダイレクト損害保険株式会社  
明治安田損害保険株式会社  
楽天損害保険株式会社  
アクサ損害保険株式会社  
アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー  
C h u b b 損害保険株式会社  
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド  
全国共済農業協同組合連合会  
全国労働者共済生活協同組合連合会  
損害保険料率算出機構  
国土交通省